

仕 様 書

1 業務名

札幌市青少年山の家 研修棟浴室天井修繕業務

2 業務場所

札幌市南区滝野 247 (国営滝野すずらん丘陵公園内)

札幌市青少年山の家 研修棟 1 階 浴室 (男・女)

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日 (金) まで

4 業務概要

男女浴室の天井パネル及び下地等を撤去し、新たな天井を設置すること。

5 現場条件

- (1) 作業日程及び作業時間については、契約後速やかに施設責任者と協議し、施設への影響が最小限となるよう調整すること。なお、施工については、原則、閑散期 (11 月、12 月、3 月) に行うこととし、繁忙期 (8 ~ 10 月) の施工は行わないこと。また、1 日の作業時間は原則午前 9 時 ~ 午後 5 時までとすること。
- (2) 作業に当たっては、施設利用者、施設職員の安全対策を行うこと。
- (3) 作業にあたっては、現地確認の上 5 (1) 及び (2) を踏まえた作業計画を立案し、発注者の了承を得ること。なお、作業計画には作業予定日時、作業による施設への影響範囲、安全対策を明記すること。
- (4) その他
 - ア 作業入館者は会社名入りネームプレート又は腕章等を着用のこと。
 - イ 音や振動が発生する作業については 7 日前までに施設責任者に連絡すること。

6 業務内容

業務内容は以下に記載する各項目のとおりとする。なお、記載していない事項につ

いては、別途協議を原則とするが、本業務において明らかに必要である事項については、委託者の要望に沿った内容で、受託者が行うこととする。

(1) 撤去

- ・既存のバスリブ、ベニヤ板、軽量鉄骨下地及び付属部品を撤去する。

(2) 新設

- ・軽量鉄骨天井下地、防湿シート、バスパネル、気密点検口及び付属部品により、天井を新設する。天井の気密点検口については、別紙1に示す位置を目安として、計8カ所（男・女各4カ所）新設すること。
- ・バスパネル等の仕様は6(4)のとおりとする。なお、使用する選定品については作業開始前に発注者の了承を得ること。
- ・軽量鉄骨天井下地の新設に伴い、あと施工アンカーが必要な場合は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版－6.6.4」に準じた方法により、設置及び引張試験の実施を行うこと。なお、選定品より、これによらない安全基準等が定められている場合は、発注者と協議すること。
- ・浴室壁と新設した天井の取り合いには、新たに廻り縁を設置すること。
- ・浴室に計2カ所（男・女各1カ所）設置されているシャワーブース間仕切りについては天井の新設にあわせ撤去するとともに、既存の間仕切りと同様に新たに設置すること。
- ・新設作業完了後は、パネルの剥がれがないこと、防水が機能していること等を確認すること。

(3) 作業範囲

撤去・新設箇所は男女浴室とし、作業範囲は別紙2のとおりとする。なお、作業範囲は大まかなものであるため、作業開始前に必ず確認すること（併せて仕様書一別紙を参照すること）。

(4) 選定品

下表または同等品とする。

種類	選定品	メーカー
軽量鉄骨下地	KT SICS 19（高耐食天井下地材）	三洋工業株式会社

バスパネル	バスパネル準不燃 200-I 型 R 4B	フクビ化学工業株式会社
防湿シート	バリアエース（防湿シート）200S	
点検口	気密点検口 Y（浴室仕様）	

【バスパネル同等品条件】

(ア) 耐水性に優れ、浴室の天井に適していること。準不燃建材を使用していること。

(イ) 材質…耐蝕アルミ

(ウ) 色…ホワイト系の単色とすること。

※ 防湿シート及び点検口は選定するバスパネルに対応した製品を使用すること。

※ 上記選定品以外の同等品で参加する場合は、下記担当課にメーカーや型番、品質情報を提供の上、現物サンプル等を持参するほか、同等品・規格確認書を事前に提出すること。

(5) 廃棄処分

当該業務により発生した廃材等は、各法令法規に準じ受託者の責において処分を行うこと。

(6) その他

業務の履行に必要な用具、重機、消耗品及び資材等は全て受託者の負担とする。また、それらの運搬及び廃棄に係る費用についても全て受託者の負担とする。

7 揮発性有機化合物対策

本業務の履行に際しては、揮発性有機化合物等の少ない材料、又は含有していない材料の使用に努めること。使用する材料は 揮発性有機化合物 6 物質ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレンの含有や使用の有無を安全データシート SDS 等で確認する。6 物質のうち、いずれかの 1 物質でも含まれる材料を使用した場合は室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認するものとする。また、業務時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物等の発散を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない。

8 揮発性有機化合物の室内濃度測定

受注者は、揮発性有機化合物 6 物質を含む材料を使用した場合又は安全データシー

ト等で含有や使用していないことを確認できない場合は、室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認するものとする。なお、測定方法等については、以下のとおりとする。

(1) 測定物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン

(2) 測定方法

ア 居室の窓及び扉（造付け家具、押入れその他これらに類するものの扉を含む）を30分間開放し、窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行うこと。また、連続的な運転が確保できる換気設備がある場合は稼働させ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。

イ 居室の中央付近の床から概ね1.2mから1.5mまでの高さにおいて採取を行うこと。

ウ 採取時間は、吸引方式では30分以上継続して、同時に又は連続して2回以上行うこと。拡散方式では8時間以上とする。（拡散方式とは、測定バッチ・パッシブサンプラー）

エ ホルムアルデヒドは、DNPH誘導体化固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法によるものとする。

オ その他の揮発性化合物は、固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法又は容器採取法とガスクロマトグラフ／質量分析法の組合せによる。

9 その他

(1) 業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。石綿事前調査結果報告システムによる報告を実施することし、本市への書面説明及び調査結果の工事現場掲示を行うこと。

(2) 業務対象場所等には市民や職員の出入りがあることや、重要な機器もあるため、作業の安全及び他の設備への障害を与えないよう十分注意すること。

(3) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用及び再資源化施設への搬出を推進し、資源の有効活用と廃棄物の発生の抑制に努めること。

- (4) 施設構内外での重機等の運搬及び運転には、十分に配慮をし、場合によっては誘導員の配置をすること。
- (5) 業務の内容や業務施工部分及び業務仕様等に疑義がある場合は、速やかに業務担当職員と協議を行うこと。
- (6) 業務作業中における事故の発生や異変があった場合は、速やかに発注者の指示に従い受託者の責任において一切を処理すること。

10 提出書類

契約締結後、以下に定める書類を発注者に提出すること。

(1) 完了時

ア 修繕写真

原則、修繕前と修繕後の写真撮影を行うこととするが、その他必要に応じて適宜記録写真を撮ること。

イ 完了届

(2) 随時

ア 揮発性有機化合物の室内濃度測定結果（上記8で実施の場合）

イ 引張試験結果報告書

ウ その他発注者が必要と判断し指示するもの

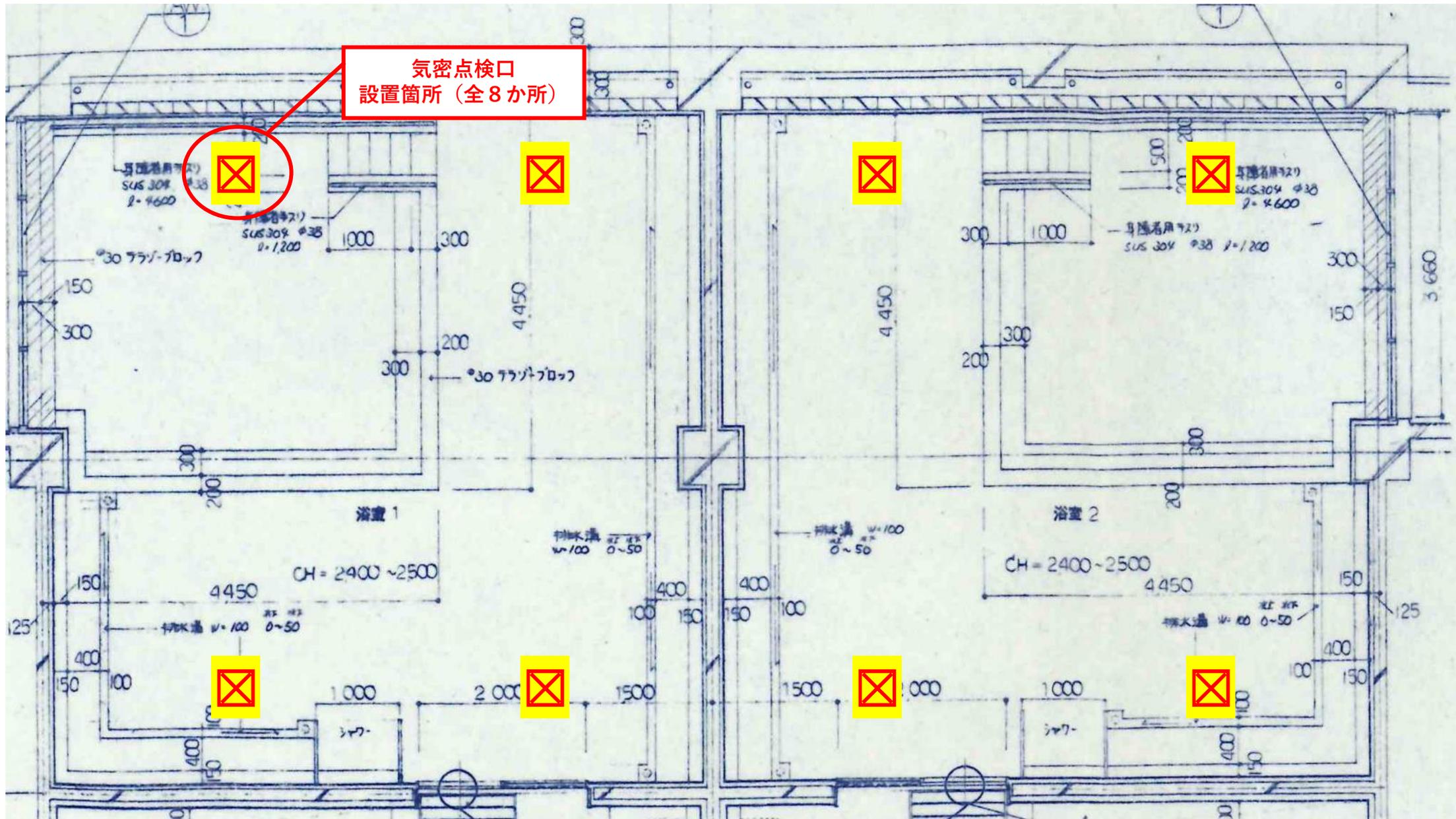
11 担当課

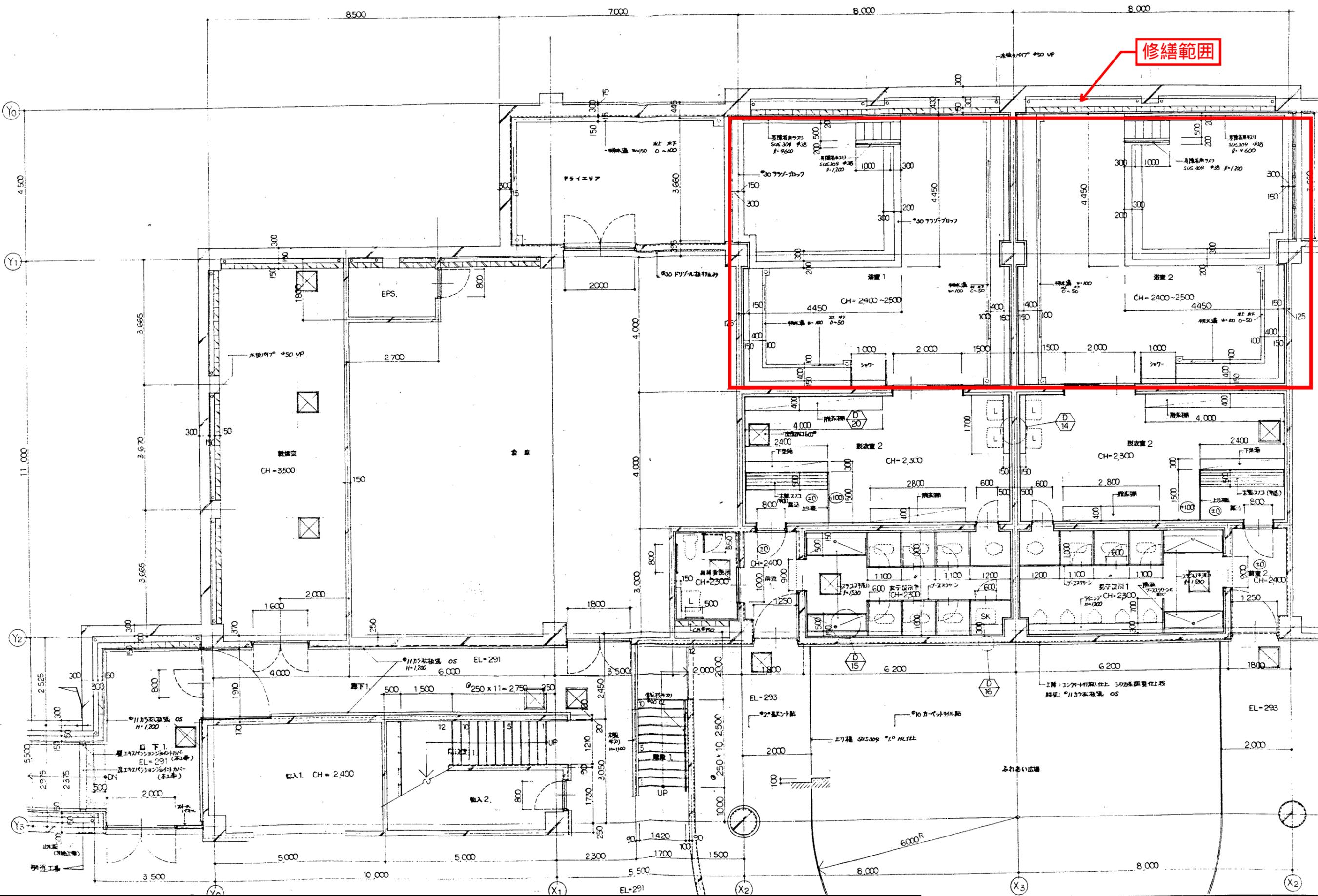
札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階

札幌市教育委員会総務部生涯学習推進課

担当：三井（ミツイ） 電話：011-211-3872

見積依頼用メールアドレス：manabi-keiyaku@city.sapporo.jp





修繕範囲

工事名	国営海野すずらん丘陵公園 野外活動拠点施設建築工事	図面名	(新設棟) 平面詳細図 - 3	縮尺	1:50	図番	A 23 / 59
-----	------------------------------	-----	--------------------	----	------	----	-----------